

本規約は、「一般社団法人日本花資格協会趣味校」のご活動にあたり、ご理解いただきたい大切な項目を説明しております。あらかじめ熟読、ご同意のうえ、以下の手続きに従って趣味校入会審査手続きをいただけますようお願いいたします。全文を必ず熟読し、入会審査手続きをお願い致します。本趣味校入会審査に関する案内は当協会公式サイトならびに資格証郵送時に書類を送付する事により受講生へ知らせる義務が完了するものとし、確認が出来なかった場合やその他不利益が生じた場合の一切の責任を当協会では負いません。また、また、加盟校と受講生の私的交流に対し当協会は一切の関与を致しません。趣味校にも当然の通り一切の関与を致しません。趣味校や加盟校、受講生、第三者、関係者による論争を仲裁することはできません。論争が解決しない場合、裁判所で問題を解決するのは趣味校や加盟校指導者、第三者、関係者による責任です。当協会は一切の責任を負わず趣味校や加盟校、第三者、関係者はそれらに従うものとし、論争が解決しない場合、裁判所で問題を解決するのは趣味校や加盟校指導者、第三者、関係者による責任です。当協会は一切の責任を負わず趣味校や加盟校指導者、第三者、関係者はそれらに従うものとし、

※本規約における表記…○項：「1.」、「2.」等の項番を指します。○号：「(1)」、「(2)」等の()内の番号を指します。本規約において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとし、名称の略称や説明は別途利用規約と同じです。

第1条(定義) 本規約において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとし、

- 1.「当協会」とは、一般社団法人日本花資格協会をいいます。入会金・年会費は無料です。
- 2.「加盟校」とは、当協会が指定した一定の試験及び加盟校入会審査通過、「加盟校入会審査及び利用規約」を通過した指導者であり、当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースが受講できる自宅サロン・教室です。当協会の加盟校一覧ページに掲載がされています。加盟校は使用関係のない個人事業主又は法人です。詳しくは「加盟校入会審査及び利用規約」をご確認ください。
- 3.「趣味校」とは、当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを取得し、「加盟校入会審査及び利用規約」を通過し、当協会のホームページに掲載をしている個々の自宅サロン・教室をいいます。当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースのご受講は頂けません。詳しくは「趣味校入会審査及び利用規約」をご確認下さい。
- 3.「本コース」及び「コース」は、加盟校で受講できる当協会の検定実技講座又は資格実技講座、その他当協会サイトに掲載されている講座をいいます。
- 4.「契約」とは、加盟校で当協会の検定実技講座又は資格実技講座コース受講のお申込みをすることをいい、「契約確定」とは、契約金額の支払いが加盟校で確認できた時をいいます。お支払い方法は加盟校により異なります。必ず契約前にご確認下さい。
- 5.「受講生」とは、加盟校で当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを受講している生徒をいいます。
- 6.「指導者」とは、加盟校は受講生に当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを指導する者をいいます。
- 7.「当協会サイト」とは、当協会が運営する下記ホームページをいいます。
- 8.本規約の用語は「加盟校入会審査及び利用規約」ならびに「趣味校入会審査及び利用規約」にも適用されます。

PC・スマートフォンURL

<https://www.jfla.jp/>

第2条(趣味校入会・退会)

1.「趣味校」とは、当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースを合格後、「趣味校入会審査手続き及び利用規約」を提出し、審査に合格することで、当協会のホームページに掲載出来る個々の自宅サロン・教室をいいます。入会後は当協会のホームページに掲載が出来、趣味校証明書は必須ではございませんが、別途料金をお支払いする事で発行が可能です。入会審査は何回でも可能ですが、3ヶ月に1回限りの審査とさせていただきます。3ヶ月に2回以上、本規約の審査書類を提出して頂いても審査はお断りし、当協会は3ヶ月に2回以上の申請に対しては当協会は何ら審査結果通知は致しません。

- (1)趣味校では当協会の検定実技講座又は資格実技講座コースのご受講は頂けません。
- (2)趣味校は当協会の検定実技講座又は資格実技講座の指導は頂けません。
- (3)趣味校入会手続きを行っていない方は趣味校としての名称はご使用頂けません。
- (4)趣味校はフラワーレッスンやワークショップ等のイベント、ネットショップ販売等、花に関する事業を行っている又は行う予定がある方が条件となります。
- (6)当協会が提供するコースのキットは購入頂けません。
- (7)趣味校は当協会へその他のサービスを要求する事はできません。但し、当協会は別途サービスを提供する場合がありますが、それらを当協会は確約するものではありません。
- (8)趣味校に掲載された方は「一般社団法人日本花資格協会趣味校」との名称使用出来るのみとなります。

(9)名称使用以外のその他趣味校に提供するサービスはありません。

(10)ホームページ・SNS・その他に対し自由に活動や「一般社団法人日本花資格協会趣味校」として活動ができるものとし、それらに対し生じたトラブル等による一切の責任を当協会では負いません。掲載されている内容に対しても当協会は一切の責任を負わず、加盟校や第三者、その他関係者はそれらに対し当協会へ何ら請求をする事はできません。但し、当協会それらに対して、当協会の信用が著しく損なう場合やその他不適切な内容が確認された場合、法的措置を講じる権利を保持しています。

(11)当協会掲載をすると様々な広告営業やその他営業電話がくる事例がございます。その際の対応や一切の責任は当協会では負いません。ご自身でご判断やご決断をお願い致します。お問合せを頂いてもお答えできません。趣味校やその他第三者、その他関係者はそれらに対し当協会へ何ら請求をする事はできません。

(12)趣味校掲載は1年に1回の無料募集期間に限り無料で掲載が可能です。無料募集期間以外の掲載には10,800円(税込)の掲載料が発生致します。尚、無料掲載期間は当協会サイトにて告知をするものとし、掲載希望者はそれらを確認する事とします。

(13)当協会は違法または不適切な投稿や掲載、公序良俗に反する名称の使用、この本規約や当協会利用規約に従わない名称使用に対して、法的措置を講じる権利を保持しています。

2.以下に該当する場合は利用規約入会をお断りいたします。再入会もお断りいたします。入会をお断りする内容は、以下のものを含みますが、これらに限定されません。

(1) 本規約への同意が得られない場合、または同意を得られないと当協会が判断した場合。当協会利用規約・趣味校規約への同意が得られない場合、または同意を得られないと当協会が判断した場合。

(2) 健康面、安全面、衛生面等の観点から、適正なサービスの提供を確保できないおそれがあると当協会が判断した場合

(3) 当協会の運営を妨害したとき。悪質だと判断の出来る電話を当協会へ行ったとき。

(4) 過去に当協会に限らず、全国のスクールや当協会へ関与のない組織やスクールにて規約違反やトラブル・犯罪への関与等により利用資格が取り消された事が判明したとき。判明した場合、入会希望者へそれらの内容は一切公表せず、お電話やメールを頂いてもお答えできません。

(5) 当協会、当協会従業員、加盟校、趣味校、その他の第三者や関係者へ乱暴な言動、呼び出し、脅迫、危害の恐れ、不当な要求行為が行われたとき。

(6) 反社会的勢力、反市場勢力ならびにその他その構成員、関係、またそのおそれがある者であると判断した場合には東京都暴力団排除条例に基づき入会審査通過後であっても、強制退会となりますので、予めご了承ください。

(7) その他不適切だと当協会が判断した時

2.加盟校を退会する場合は別途書面にて退会手続きを行う必要があります。

3.当協会は違法または不適切な投稿や掲載、公序良俗に反する名称の使用、この本規約や当協会利用規約に従わない名称使用、不適切な内容に対して、法的措置を講じる権利を保持しています。

4.入会には以下のコースの合格証書又は資格証が一つ以上必要です。

(1)検定実技講座二級又は一級合格証

(2)キャリアアップ実技講座資格証

(3)インテリアアレンジメント実技講座資格証

第3条 (特典)

1. 当協会公式サイトにて趣味校としての掲載

加盟校は当協会公式サイトにて1年に1回の無料掲載期間に無料で掲載頂けます。期間外の掲載は有料となります。掲載料金は10,800円(税込)です。無料掲載期間は当協会公式サイトより告知をするものとし、無料期間内に確認が出来なかった場合等による一切の責任を当協会では負いません。

第4条 (禁止事項および注意事項)

当協会では、下記の行為を禁止しています。万が一、下記のような行為が発覚した場合には、趣味校へ通知をせずに当協会の判断により削除することがあります。また、当協会以外の知的財産権の権利者から依頼を受けて、その権利者に代わって掲載を削除する場合があります。この場合、趣味校になる為に発生した費用は返還いたしませんのでご了承ください。これらの措置に対し趣味校指導者、第三者、その他関係者は当協会へ何ら請求を行わないものとし、当協会は一切の責任を負いません。

禁止事項及び注意事項は、以下のものを含みますが、これらに限定されません。

1. 「趣味校」が当協会から許諾を受けた掲載権利または合格証・資格証を第三者に譲渡、貸与もしくは売却すること

2. テキストや教材・オリジナル作品・技術・知識の使用権又は利用権を第三者に譲渡、貸与もしくは売却又は再許諾すること

3. テキストや教材・メール・当協会公式ホームページ・その他に掲載されている情報・レイアウト・写真・デザインなどを複写、転載すること

4. テキストや教材のイラストおよびレイアウト・写真・デザイン・商標・ロゴマークを複写、転載その他複製すること

5. テキストや教材ならびに当協会で購入したすべての著作物(原本および複製とも)を第三者に譲渡、貸与もしくは売却または再許諾すること(インターネットオークションでの出品含む)

6. インターネット等で不特定多数または特定少数の人を対象に教材内容・技術・知識を公開すること

7. 当協会の商標・ロゴマーク、その他、当協会のオリジナル作品（印刷物・ホームページ素材等）使用または利用すること
8. 「一般社団法人日本花資格協会」や「加盟校」や「趣味校」などの名を語り、なりすまし行為をすること
9. 「一般社団法人日本花資格協会」と資本関係その他提携関係があるかのような表示を行うこと
10. 「一般社団法人日本花資格協会」に対して、不正アクセスによる保存データの破壊、盗難、コンピューターウイルスを送る等の行為をすること
11. 「全国の加盟校やその他」の教室内で撮影した写真、動画等又は「一般社団法人日本花資格協会」のWebサイトに掲載している写真、動画等を自身の趣味校の広告、宣伝等に利用すること
13. 法令または公序良俗に反し、「一般社団法人日本花資格協会」およびその関係者の名誉・信用・財産・その他権利を侵害する行為をすること

第5条(趣味校証明書の交付申請)

趣味校審査通過後は、希望制で趣味校証明書の交付申請が可能となります。以下の手順で申請頂けます。なお、発行申請後の変更は承れません。趣味校証明書がお手元に届いてからの紛失・破損・氏名変更など、趣味校のご都合による再発行は別途費用が発生します。また、内容によっては承れない場合もございますのでご了承ください。

[申請方法] info@jfla.jpへ氏名、電話番号、取得した検定実技講座又は資格実技講座、発送先住所、使用目的、趣味校証明書の交付申請の希望と記載の上、送信ください。10日以上返信のない場合はスパムや迷惑メールに入っている可能性がございます。ドメイン受信設定をご確認の上、ご送信ください。受信確認完了後、お支払のご案内メールを送信いたします。

[申請期間] 入金確認後より約1ヶ月で郵送

[お支払い方法] 銀行振込又はPayPalオンラインクレジット決済

[趣味校証明書有効期限] 1年間（有効期限が切れると本証明書は停止となり、ご使用頂けません。有効期限内に退会された場合は退会日時を有効期限が切れたものとします。）

[申請料金] 15,000円（税込・送料込）

第6条(強制退会)

1.当協会は、以下に該当するまたは該当するおそれがあると当協会が判断した場合、趣味校に警告等を要することなく、掲載を削除することができるものとし、趣味校が本条に基づき強制退会となった場合、趣味校の当協会に対する一切の債務は当然に期限の利益を失うものとし、これらに対し趣味校は速やかに指示に従うものとし、当協会に対し何ら請求を行わないものとし、当協会は削除に対し趣味校に不利益が生じた場合の一切の責任を負いません。強制退会における事項は、以下のものを含みますが、これらに限定されません。当協会は趣味校掲載者に対しメールにて削除後に強制退会通知を行うものとし、メールを送信した日時をもって強制退会が完了したものとします。

- (1) 新規コースを受講する場合の未納、滞納または不当にその支払いを免れる行為をした場合
- (2) 趣味校の短期的な掲載申請または削除申請を繰り返し行った場合
- (3) 掲載の申請時において、当協会利用規約・本規約に同意する意思がないと認められる場合
- (4) 当協会からの問い合わせやその他の回答を求める連絡に対して、14日間以上応答がない場合
- (5) 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けたとき又は租税滞納処分を受けたとき
- (6) 民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、破産手続開始その他これに準ずる手続を申立て、又は第三者から申立てを受けたとき
- (7) 当協会、当協会従業員、加盟校、趣味校、その他の第三者や関係者の運営を妨害したとき。
- (8) 営業を廃止したとき
- (9) 当協会、当協会従業員、加盟校、趣味校、その他の第三者に対する乱暴な言動、呼び出し、脅迫、危害の恐れ、不当な要求行為が行われたとき。
- (10) 行政処分を受けたとき又は重大な法令違反がある場合
- (11) 加盟校指導者(加盟校が法人である場合はその役員)が刑事事件によって逮捕もしくは勾留されたとき、または趣味校が刑事訴訟、第三者とトラブルにより協会に不利益が生じたとき
- (12) 趣味校が当協会に提供した事項に虚偽又は重大な間違いがあった場合
- (13) 当協会、当協会従業員、他の加盟校、他の加盟校指導者、趣味校、その他の第三者の信頼を著しく失墜する行為があったとき
- (14) 本規約に違反、または違反するおそれがあると認めた場合
- (15) 「利用規約」「趣味校利用規約」で定義する「違反行為」を行なったと認めた場合や当協会が判断した場合
- (16) その他、当協会が掲載の提供を継続することが困難であると判断したとき

第7条(個人情報)

・趣味校は個人情報を支払情報の不正利用の防止に努めるとともに、その管理について一切の責任を持つものとし、

- ・趣味校指導者は趣味校で取得した受講生の個人情報を支払情報が第三者に利用されたことによって生じた損害等につきまして、当協会はいかなる責任も負いません。
- ・当協会は、クレジットカード会社の事情による加盟校の情報に関する照会があった場合、当該趣味校の支払情報をクレジットカード会社に提供する場合があります。
- ・当協会は、当該趣味校の支払情報を債権譲渡に必要な範囲で債権回収代行業者に開示する場合があります。
- ・趣味校は、個人情報の漏えい、滅失又はき損等のリスクを十分に考慮した安全対策を施すとともに、その防止・是正を行います。
- ・当協会は、本人自身の個人情報の開示、訂正・削除の請求、並びに苦情及び相談がある場合には、迅速にこれに応じます。
- ・趣味校で個人情報漏洩によるトラブル等が生じた際の一切の責任を当協会では負いません。

第8条(暴力団等排除条項)

1.趣味校は当協会に対し、活動期間中に、自己及びその役員、株主、社員、使用人が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の(1)～(5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.趣味校は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当協会の信用を毀損し、または当協会の業務を妨害する行為
- (5) その他(1)～(4)に準ずる行為

3.当協会は、趣味校が暴力団員等もしくは本規約又は利用規約に該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をした場合、第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、趣味校が、趣味校及びその役員、社員、使用人、関係社、その他が暴力団員等でないことの確認に関する調査等に協力せず、資料等を提出しない場合のいずれかに該当し、かつ、趣味校掲載を継続することが不適切である場合には、趣味校に対する事前の告知及び催告なしに、直ちに退会させることができ、今後当協会と一切の関与・コースの受講を禁止する。

4.趣味校は、前項に基づく退会によって生じた損害について、当協会に対し何らの請求も行わず、当協会は不利益が生じた場合の一切の責任を負わないものとします。また、掲載削除により当協会に損害が生じたときは、加盟校は当協会に対し、その損害額を支払うものとします。

第9条(規約の変更)

本規約の改定はその都度、当協会サイトに掲示し、変更はその掲示時点で効力を生じるものとします。この場合、利用者は、改定後の規約に従っていただきます。当協会はいつでもお客様への事前、事後の通知無しに本契約を変更することができます。改定後は改定された内容になりますので、定期的に最新の内容をご確認ください。

第10条(準拠法及び管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、趣味校掲載に関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

尚、当協会ではお取引上やお取引過程での問題で当協会担当者の対応でご納得頂けない節や訴訟を含め、法的解釈・解決を要すると当協会が判断した場合、弁護士に一切の対応を委任いたします。尚、加盟校・趣味校で発生した問題等の一切の責任を当協会には負わないものとし、受講生・卒業生・加盟校・趣味校・関係者及び第三者は当協会に対し何ら請求も行わないものとします。

第11条(問い合わせ)

本規約の内容及び日本花資格協会に関するご不明な点、ご質問につきましては、info@jfla.jpまでお問い合わせください。

以下を下記住所宛に送付ください。

- 1.氏名・スクール名・捺印・住所・電話番号が記載された本趣味校入会審査及び利用規約
- 2.掲載を希望するコースの合格証又は資格証コピー

〒157-0074 東京都世田谷区大蔵6丁目3番10号
一般社団法人日本花資格協会 加盟校入会受付係 行

一般社団法人日本花資格協会利用規約
一般社団法人日本花資格協会趣味校入会審査及び利用規約
両方の全文を確認し、同意しました。
一般社団法人日本花資格協会趣味校入会を希望します。

日付

氏名・スクール名

印

住所

メールアドレス

- 1.趣味校証明書の交付申請は入会審査合格後にお願い致します。
- 2.審査結果のご案内はご登録されているメールアドレス宛に10日営業日以内にお送りいたします。メールがお送りできない場合は本規約記載住所宛にお送りいたします。その際は結果に約20日以上のお時間を頂く場合がございます。
- 3.土日祝日・年末年始はお休みです。
- 4.審査不合格理由は公表致しておりません。
- 5.診査内容に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしません。ご了承ください。
- 6.記載されたスクール名は当協会サイトへ修正なしで掲載されます。
- 7.既に掲載されている方で掲載コースを追加希望の場合は都度本規約を送付ください。